

# 島根県社会福祉審議会委員の募集



本県の社会福祉に関する事項を調査審議する島根県社会福祉審議会の委員を、次のとおり募集します。

- 募集人数 1人
- 応募資格 ①島根県内に住所を有する令和6年9月1日現在で満18歳以上の方  
②島根県の実業に関心があり、審議会(年1~2回程度、平日に開催)に出席できる方  
※ただし、国、地方公共団体の議員及び職員、県の他の審議会委員は応募できません。
- 委員の仕事 県の社会福祉の推進に関する施策等について、審議していただきます。  
※審議会に出席いただいた場合には、県の規程により報酬及び旅費を支払います。
- 委員の任期 委嘱の日から令和7年7月31日
- 応募方法 「島根県社会福祉審議会委員応募用紙」に必要事項を記入のうえ、下記テーマについての小論文(800字程度)を添えて、郵送または直接提出してください。  
○テーマ：「地域福祉の充実を図るために必要なこと」  
※応募用紙は県地域福祉課のホームページからダウンロードできます。
- 選考方法 選考委員会において、書類及び面接選考の結果に基づき、委員の男女の構成比率、地域、活動内容等も考慮して選考します。  
① 第一次選考(書類選考)  
応募用紙・小論文により選考し、8月中旬までに応募者本人に結果をお知らせします。  
② 第二次選考(面接選考)  
第一次選考通過者を対象に、9月上旬に面接を行う予定です。  
※審査の結果、委員の選任を行わない場合もあります。
- 応募締切日 令和6年8月5日(月) 必着
- 応募先(問い合わせ先)  
〒690-8501 松江市殿町1番地  
島根県健康福祉部地域福祉課  
地域福祉係  
(担当：青木)  
電話 0852-22-5089

皆様のご応募、  
お待ちしております  
おります!